



政策企画課 からののお知らせ

本庁 政策企画チーム TEL 0994-22-3032

■ 空き家を解体される方へ その経費の一部を補助します

町内に所在し、今後利用する予定のない空き家の解体及び撤去を促進し、町民の安心安全の確保と住環境の向上及び良好な景観を図るため、その経費の一部を補助します。

【補助の条件】

- ① 町内に所在する空き家で、住宅として建築され、建築後 10 年以上経過していること
- ② 解体経費が 30 万円以上の工事であること
- ③ 解体の施工者は、錦江町建設業者等級別表（建築一式工事）に登録されている業者であること
- ④ 申請者に町税等の未納がないこと
- ⑤ 空き家に抵当権等が設定されていないこと

※①～⑤すべてに該当しないとけません。

【補助の対象とならない工事】

- ① 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっているもの
- ② 車庫、倉庫、物置等のみの解体

【補助金の額】 補助対象工事費の 30%（千円未満切り捨て）最高 30 万円を補助

【申請受付開始】 平成 28 年 7 月 1 日

【事業終了年度】 この補助事業は、平成 31 年度をもって終了となります。

※平成 28 年度の予算の範囲内で補助しますので、予算が終了次第、申請書の受付も終了となります。

※お問い合わせは 政策企画課 政策企画チーム まで

■ 大隅 5 町婚活連絡協議会プレゼンツ コンカツ・大隅 オオスミツキ

※男性のみの応募です！

【日 時】 2016 年 8 月 6 日（土）

午後 5 時～午後 8 時（受付：午後 4 時）

【会 場】 ホテルさつき苑 千両万両の間（TEL 0994-40-1212）

【参加資格】 町内に在住の 20 歳以上 49 歳以下の独身男性

【定 員】 各構成町 10 名ずつで 50 名とします（先着順）

【申込期限】 7 月 15 日（金）午後 5 時まで

【参加料】 3,500 円（税込）※当日会場受付にてお支払いください。

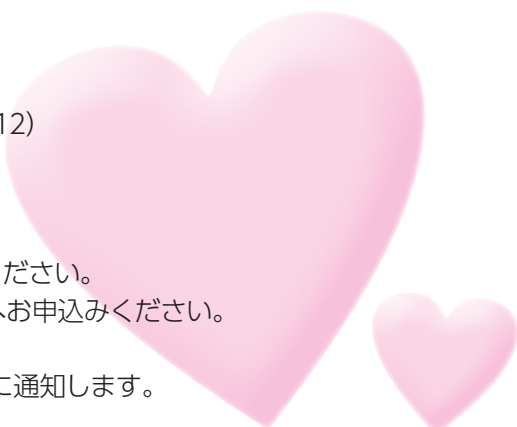
【申込方法】 申込用紙を郵送または FAX で錦江町政策企画課へお申込みください。

【内 容】 パーティー・フリートークによる交流会

【その他】 参加決定者には連絡事項等も含め、1 週間前までに通知します。

当日はカジュアルな服装でお越しください。

【問い合わせ先】 錦江町政策企画課 TEL 0994-22-3032



総務課 からののお知らせ

総務チーム TEL 0994-22-0511

■ 鹿児島県弁護士会主催の巡回無料法律相談会の開催について

鹿児島県弁護士会の協力を得て無料法律相談会を実施することになりました。

相談内容は、日常生活の悩み事やトラブルなど何でも構いません。鹿児島県弁護士会所属の弁護士が専門的にアドバイスします。どうぞご利用ください。

相談当日は、混雑を避けるため予約制といたします。相談を申込みれる方は総務課までご連絡ください。

注) 時間が限られているため、一定数を超えた場合、申込みを終了いたします。

【相談日時】 平成 28 年 7 月 20 日（水）午後 1 時～4 時まで

【相談会場】 役場本庁 3 階小会議室

【申 込 先】 錦江町役場総務課まで